

## エクスプレス予約ポイント特約

### 第1章 エクスプレス予約グリーンプログラム特約

#### 第1条 (定義)

- 1.本特約は、九州旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）及び当社が提携する企業（以下、「提携各社」といいます。）が、「JR 九州エクスプレス予約サービス会員規約（JQ CARD エクスプレス会員）」に定める会員（以下、「会員」といいます。）に対し、各種サービスを提供するプログラム（以下、「本プログラム」といいます。）について定めます。
- 2.本プログラムは、会員によるエクスプレス予約のご利用に対し、そのご愛顧にお応えするため、特典を提供するものです。
- 3.ポイントとは、会員による本プログラム対象サービスの利用に応じて付与される点数をいいます。
- 4.特典とは、会員の利用申込に応じて当社及び提携各社により、会員に提供されるサービス等をいいます。
- 5.特典グリーン券とは、特典のうち一定の条件によりグリーン席に乗車いただくことができるサービス利用時に発行する乗車券類をいいます。

#### 第2条 (参加申込)

本プログラムは、全ての会員を対象に提供し、会員による申込み等、特別の手続きを行うことなくサービスが適用されます。

#### 第3条 (ポイントの蓄積)

- 1.ポイントは物理的に発行されたカード単位に蓄積されます。
- 2.会員が、会員資格を失ったときは、蓄積されていたポイントは無効となります。
- 3.ポイントは、別に定める条件に従ったエクスプレス予約による乗車券類の購入、受取り等のほか、当社及び提携各社の定める商品購入・サービスの利用に際し付与されます。
- 4.当社及び提携各社は、ポイントの付与条件について、随時、任意に見直すことができるものとします。
- 5.ポイントは別に定める蓄積条件に基づき、エクスプレス予約サービス内に設定される口座に対し蓄積され、利用可能なポイントとして登録されます。会員は口座にポイントが登録された後でなければ、そのポイントにより特典を利用することはできません。
- 6.ポイントが自動的に口座に登録されなかった場合、会員は当社が別に定める方法により、ポイントの蓄積、引落しを請求することができます。ただし、この請求は当社が特に認める場合を除き、ポイント利用対象商品、サービスの購入日から3ヶ月以内にお申し出いただくこととします。
- 7.エクスプレス予約の利用条件や登録された会員属性等の違いにより、ポイント付与条件、

特典付与条件その他の諸条件を、特定の会員にのみ変更して提供する場合があります。

#### **第4条（ポイントの有効期限）**

ポイントの有効期限は、蓄積年の翌年の6月末日23時30分までとします。有効期限後に口座に存するポイントは、別に定める場合を除き、失効します。

#### **第5条（ポイントの共有、合算、移転）**

1.蓄積されたポイントについては、次に挙げる場合をはじめ、いかなる場合においても、所有する会員本人、第三者を問わず、他のカードとの間で共有、合算、移転できません。

(1)会員のカードが現在のカードから、別のカードに変更となる場合。

(2)会員が複数のカードを所持している場合。

#### **2.ポイントの合算、移転の特例**

前項にかかわらず次の場合については特例として、異なるカードへのポイントの合算、移転を認める場合があります。

(1)カードの紛失、盗難等により、別のカードを発行することとなった場合。

(2)その他、当社との提携によりカードを発行する会社がともに認めた場合。

#### **第6条（提携各社によって提供される特典）**

1.提携各社によって提供されるサービス内容及びそれに関する告知等については、提携各社の責任により行います。当社は提携各社により提供されるサービスの品質を保証するものではありません。

2.提携各社でのサービス利用については、提携各社ごとの規約等に定める利用条件に従うものとします。

3.蓄積されたポイントは別に定める場合を除き、提携各社が提供しているポイントサービス等のポイント、特典との共有、合算及び譲渡をすることはできません。

4.当社は提携各社との提携解消、提携各社が提供する特典内容、条件の変更等については一切責任を負いません。

5.当社は提携各社との提携を、変更または終了することがあります。この場合当社は会員に対し、エクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)等にてその旨をお知らせします。

#### **第7条（ポイントによる特典の利用）**

1.特典は会員に限り申し込むことができます。

2.特典は原則として、会員に限り利用できるものとします。これによらず、会員が同時に予約した他の利用者等に特典を利用させる場合は、特典の利用条件等について十分に説明し、特典の利用に際し会員が遵守すべき規約等各種の定めについて利用者に遵守させるものとします。

- 3.ポイント及び特典については、前項の場合を除き他の会員等に譲渡することはできません。
- 4.当社は特典の利用に際し、所定の本人確認等を行う場合があります。
- 5.会員への特典に関する必要事項の通知、連絡は、当社のホームページまたはエクスプレス予約案内サイト (<https://expy.jp/>)等によるほか、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所、電話番号、電子メールアドレス等に対して行います。また、原則として特典の送付は、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所に対して行います。この登録内容の誤り、更新未了等により必要事項の不連絡及び特典の不着など、会員に不利益が生じても、当社は一切責任を負いません。
- 6.会員は、特典の利用に際して、別に定める利用条件を事前に確認するとともに、利用条件に従って利用するものとします。
- 7.特典の提供にあたっては、利用できない期間や提供数量等の制限を設ける場合があります。当社はこの利用制限を理由に、特典の払いもどし、ポイントの口座への返還、またはポイントの有効期限の延長等を行う責任を負いません。
- 8.会員等は、提供された特典をいかなる形でも、第三者への譲渡、売買、金品との交換を行うことを禁止します。
- 9.当社は、会員に提供するすべての特典について、紛失、盗難等を理由とする再提供の義務を負いません。また特典の発送以降、配送中に生じた遅延、紛失、損害等のあらゆる事故により会員が特典を利用できない状況となった場合についても、それを補償するいかなる責任も負いません。

#### **第8条（変更、終了の告知）**

- 1.当社は、本特約、ポイントの付与条件、特典内容やその付与条件等の諸条件について、既に付与されたポイント、特典等の価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、予告なしに変更する場合があります。
- 2.本プログラムに関する案内書に記載の規定及び告知内容等の確認事項については、当社のホームページまたはエクスプレス予約案内サイト (<https://expy.jp/>)等に記載された内容が、従来の内容に優先します。最新の印刷物に記載された確認事項と相違する従来の確認事項は、最新の印刷物に記載された内容に改定されたものとみなします。
- 3.当社は、任意に本プログラムを終了できるものとします。終了の場合、別に定める場合を除き、本プログラムの終了時において、会員の未使用ポイントは取消され、未使用特典の使用も中止されます。

#### **第9条（特約の変更）**

当社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し（その付則及び特約等を新たに定めることを含みます。）、またはその付則及び特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影

響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、会員に対して改定の都度、エクスプレス予約案内サイト（<https://expy.jp/>）等で公表するものとします。

#### **第10条（この特約に定めのない事項）**

ポイント利用にかかわる個人情報の取扱い、その他本特約に定めのない事項については、カード会員規約、JR九州エクスプレス予約会員規約(JQ CARD エクスプレス会員用)によります。また、別に定めるものにつきましてはエクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)等でご確認ください。

付則 本特約で定めるポイントの蓄積は、2023年12月31日乗車分をもって終了し、ポイントの利用期限は、2024年6月30日23時30分の予約操作分までとします。

## **第2章 EXポイントに関する特約**

### **第1条（目的）**

EXポイントに関する特約（以下、「本特約」という。）は、九州旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が、「JR九州エクスプレス予約サービス会員規約（JQ CARD エクスプレス会員）」および「スマートEXサービス会員規約」に定める会員（以下、「EXサービス会員」といいます。）の一部に対し、「EXポイント」を提供するポイントサービス（以下、「本サービス」といいます。）の基本的な条件等を定めます。

### **第2条（対象のEXサービス会員）**

当社は、本サービスについてEXサービス会員を対象に提供し、別に定める場合を除き、本特約に同意することで、EXサービス会員による申込など特別な手続を行うことなく本サービスが適用されます。

### **第3条（用語の定義等）**

本特約に特に定めていない用語または事項は、当社が別に定めるEXサービス取扱規則およびEXサービス会員に適用される会員規約・特約等に定めるところによります。

### **第4条（EXポイントの付与）**

1.当社は、EXサービス会員と締結したEXサービス取扱規則で定めるEX運送契約に基づき、EX運送契約で定めるEX路線の東京から新大阪までの間を乗車区間を含む行程で、当社が別に定める方法により列車に乗車したときは、乗車した列車の乗車区間、利用した設備種別および利用したきっぷの種類に基づき、別に定める計算方法により算出したEXポイ

ントを、会員規約に定める会員 ID（「以下、「会員 ID」といいます。）に紐づけて、当該会員に対して付与します。E Xポイントの計算方法ほかE Xポイントの付与に係る条件は、E Xサービスのホームページ（<https://expy.jp/> または <https://smart-ex.jp/> 以下、「HP」といいます。）に掲載します。

2.前項の乗車には、当社が提携する旅行会社が販売した旅行商品（以下、「E X旅行商品」といいます。）に基づくE X乗車を含みます。

3.当社は、当社または当社が提携する第三者が実施するサービスやキャンペーン等、もしくは当社または当社が提携する第三者が付与するポイントからの交換により、前項のE Xポイントとは別にE Xポイントを付与することがあります。

4.当社は、E Xサービス会員の乗車等が、E Xポイントの付与対象として当社の定める条件や手続を満たしたことを確認し、付与するE Xポイント数を確定した後に、前各項のE Xポイントを付与します。ただし、付与する時期は当社の事務処理上の都合により変動することがあります。

5.当社がE Xポイントを付与した後であっても、算出の根拠とした乗車等がE Xポイント付与の対象ではないことが判明した場合や会員が不正な手段を行使した場合等、当社がE Xポイントの付与を不適切と判断した場合は、当社は当該E Xポイントの付与を取り消す場合があります。

#### **第5条（E Xポイント付与の対象外となる条件）**

1.E Xポイント付与の対象となるE X乗車には、他の会員が締結したE X運送契約に基づく乗車は含まれません。

2.前項のほか、当社はE Xポイント付与の対象とならない条件を別に定める場合があります。この場合、HPにてE Xポイント付与の対象とならない条件を掲載します。

#### **第6条（付与するE Xポイントの種類）**

当社が付与するE Xポイントには、E X旅行商品で利用可能な「E Xポイント（基本）」のほか、利用する用途を限定した「E Xポイント（限定）」があります。E Xポイント（基本）およびE Xポイント（限定）の利用条件等は、当社HPにて掲載します。

#### **第7条（E Xポイントの有効期限）**

1.当社が付与するE Xポイントの有効期限は、当該E Xポイントが付与された日の翌年度の末日までとします。なお、本特約における年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間を指します。

2.前項の規定にかかわらず、当社は、特に短い有効期限を定めたE Xポイントを付与する場合があります。この場合の短い有効期限の内容は、HPにて掲載します。

3.当社が付与したE Xポイントの有効期限を延長することはできません。

## 第8条（E Xポイントの共有・合算・移転）

- 1.蓄積されたE Xポイントは、いかなる場合においても、当該E Xポイントを保有する会員ID以外の会員IDとの間で共有・合算・移転することはできません。
- 2.前項の規定にかかわらず、当社は、特段の事情がある場合には、異なる会員IDへのポイントの合算・移転等を認める場合があります。

## 第9条（E Xポイント残高の確認）

- 1.E Xサービス会員は、E X旅行商品の予約、予約内容照会、取消等のため株式会社ジェイアール東海ツアーズが設ける公式ウェブサイト（<https://shinkansen3.jr-central.co.jp> 以下、「E X旅行商品公式ウェブサイト」といいます。）内のマイページにて、E Xポイントの付与数、利用数および保有残高を確認することができます。ただし、最新の情報が反映されるまでに時間を要する場合があります。
- 2.E Xサービス会員においてE Xポイントの付与数に関する異議がある場合、当該E Xポイント付与の対象となる乗車の日から3か月以内に異議を申し立てるものとします。

## 第10条（E Xポイントの利用等）

- 1.E Xサービス会員は、付与されたE Xポイントを、当社が定めた方法により、E X旅行商品公式ウェブサイト内で株式会社ジェイアール東海ツアーズまたは株式会社日本旅行（以下、総称して「提携先」という。）が提供するE X旅行商品等の購入等に伴う代金の支払いの全部または一部として利用することができます。この場合、利用するE Xポイントは1ポイントにつき1円として計算します。
- 2.E Xサービス会員においてE Xポイントを利用する場合、自動的に、利用可能なE Xポイントのうち有効期限の短いものから優先して利用されます。
- 3.当社は、E Xポイントをその代金の支払いの全部または一部として利用することができないE X旅行商品等を別に定める場合があります。
- 4.E Xサービス会員は、付与されたE Xポイントのうち基本ポイントを、当社が定めた方法により、当社または当社が提携する第三者が付与するポイントへ交換することができます。ポイント交換の具体的な方法や条件等については別に定めるものとします。
- 5.E Xサービス会員は、E Xポイントを現金と交換することはできません。
- 6.E Xサービス会員は、E Xポイントの利用または交換を当社が受け付けた後、E Xポイントの利用または交換を取り止めることや利用するE X旅行商品等を変更することはできません。ただし、会員が、その代金の支払いの全部または一部としてE Xポイントを利用して購入したE X旅行商品等の取消しをした場合、当社は購入の際に利用したE Xポイントの全部または一部を返却することがあります。

### 第11条（譲渡等の禁止）

E Xサービス会員は、保有するE Xポイントを第三者に譲渡、貸与またはこれらに担保を設定したり、相続させたりすることはできません。

### 第12条（権利喪失および利用停止）

1.E Xサービス会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当該会員は保有するE Xポイントに関する一切の資格を喪失するものとします。

- (1) E Xサービス会員が脱会もしくは退会し、または資格が停止された場合
- (2) E Xサービス会員が死亡した場合

2.E Xサービス会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、E Xサービス会員が保有するE Xポイントに関する資格を、何ら通知することなく停止することができます。

- (1) 本特約、「JR 九州エクスプレス予約サービス会員規約（JQ CARD エクスプレス会員）」または「スマートE Xサービス会員規約」その他E Xサービス会員に適用される会員規約・特約等に違反した場合
- (2) 過去に本特約違反等によりE Xポイントに関する資格を停止されていた場合
- (3) 不正な方法によるE Xポイントの付与、交換または利用が行われたと当社または当社が提携する第三者が判断した場合
- (4) 前各号のほか、会員の本サービスの利用状況または本サービスを受けるためのE Xサービスの利用状況が不適切または社会通念に照らし容認することができない等により、当社または当社が提携する第三者との信頼関係を維持することができなくなった場合
- (5) その他前各号に準じる行為を行ったと当社が判断した場合

### 第13条（特約の改定等）

当社は、民法の定めに従い、会員と個別に合意することなく、本特約を改定すること（その付則および本特約に関連する特約等を新たに定めることならびにこれらを変更することを含みます。）ができるものとします。なお、当社は、本特約を改定する場合、改定の効力が生じる日を定め、エクスプレス予約ホームページ等で周知するものとします。

### 第14条（情報の利用）

E Xサービス会員は、当社、当社が提携する第三者、提携先および本サービスに関する業務委託先が、会員を識別する番号および当該会員が保有するE Xポイント数等の情報を、必要な保護措置を講じた上で、E Xポイントの利用、交換等に関する事務処理のために利用することに同意するものとします。

### 第15条（お問合せ窓口）

本サービスに関する会員からのお問合せは、次の問合せ窓口にご連絡ください。

・ E Xポイントデスク 電話 0570-07-5128

※受付時間等は HP 等でご案内いたします。

#### **第16条（サービスの中断、変更または終了）**

- 1.当社は、いつでも本サービスの全部もしくは一部を変更、中止または終了することができます。この場合、当社は、事前にエクスプレス予約ホームページ等で周知するものとします。
- 2.当社は、会員への事前の通知なく、本サービス提供に供するシステムの不具合の発生やメンテナンスのために、本サービスの提供を一時的に中断し、または本サービスの内容を一時的に変更する場合があります。

#### **第17条（免責事項）**

- 1.前条第1項により本サービスの全部もしくは一部を変更、中止または終了したとしても、当社は、そのために E Xサービス会員に生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 2.当社の責に帰すべき事由によらない通信機器または回線等の障害等により、本サービスの取扱いが遅延または不能となり、または前条第2項により本サービスの提供を一時的に中断し、もしくは本サービスの内容を一時的に変更した場合、そのために E Xサービス会員に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
- 3.当社は、E Xポイント数に関するデータが災害その他やむを得ない事情によって消失した場合、または当該データに異常が生じた場合には、その時点において取りうる合理的な保全措置を講じます。それにもかかわらず、当該データの復元または異常の解消がされなかった場合は、そのために E Xサービス会員に生じた損害については、当社に故意または過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。
- 4.本サービスに関し、当社の責めに帰すべき事由（故意または重過失によるものを除きます。）により E Xサービス会員に損害が生じた場合、当社が当該会員に対して負う損害賠償責任の範囲は、当該会員が当該損害発生時において有していた E Xポイント相当額（1ポイントにつき1円として計算します。）を上限額とします。

#### **第18条（例外的扱い）**

当社が特に必要と認めた場合、本特約の規定と異なる扱いをすることができるものとします。

付則

本サービスは 2023 年 10 月 1 日から適用するものとします。

施行日 2023 年 9 月 16 日